

平成25年6月11日

日本産婦人科医会会員のための
母体血を用いた出生前遺伝学的検査法導入に関する基本方針

公益社団法人日本産婦人科医会
会長 木下勝之

NIPT に関する検討委員会による答申を受け、日本産婦人科医会（以下「本会」）として、今後必要になると考えられる出生前遺伝学的検査法導入に関する基本方針を以下のように策定することに決定した。

I. 目的

妊婦健診等の日常臨床で直接妊産婦に関わっている会員は、新しい遺伝学的検査法が、将来、一般臨床に導入されても、妊産婦のニーズや不安に対して、適切に安心して対応できるように、遺伝学的カウンセリングを通して妊産婦を支援し、診療の質の向上に資することを目指すことを目的とする。

II. 患者のニーズに応えられる遺伝カウンセリング体制の構築

健康な児を出産したいと願う妊産婦の気持ちを考慮すると、新検査法について知りたい、あるいは新しい検査を受けたいという妊産婦とその家族に対して、本会会員は、適切に遺伝カウンセリングを行われなければならない。

そのために、

- ① 自施設では、この出生前遺伝学的検査を行わない本会会員、
- ② この新しい検査法を実際に行うことを希望する本会会員、
- ③ さらに、検査後に結果を知った妊産婦の心と身体を、サポートする本会会員等に対して、

それぞれの立場において、現在行われている臨床研究を目指したこの検査実施施設の検査結果を踏まえて、この遺伝学的検査法に関する必要な知識を獲得し、遺伝学的カウンセリングの内容を研修し、理解して実施するだけの修練が必要であると思われる。

しかし、同時に、遺伝学的カウンセリングの導入によって、時間的にも内容的にも、現在の実際の診療上支障を来さないようなカウンセリング体制の構築は不可欠である。

具体的には、

1. 検査実施医療機関リストの作成と紹介が円滑に行える地域連携体制の構築。
2. NIPT 等の新検査を自施設で行うことを希望する会員は、検査前遺伝カウンセリングの研修を受け、自ら、検査を希望する妊婦に対して実施できるように訓練を受けておく必要がある。
3. 検査結果が陽性であった場合は、確定診断としての羊水染色体検査等が、自施設で行う場合、あるいは紹介する場合も、羊水穿刺ができる施設とあらかじめ連携を構築しておかねばならない。

羊水染色体検査の結果、陽性だった場合でも、その妊婦の自己決定権をサポートできることと、患者とその家族に寄り添った援助ができ、自施設または施設間連携体制の構築は必要である。

Ⅲ. 会員の遺伝カウンセリングの向上にむけての教育システムの整備

現在行われている臨床研究段階が終了し、その成果を踏まえ、この新検査法が一般臨床現場で、実施可能になるためには、新しい遺伝学的検査法についての正しい医学的知識を妊産婦へ提供できるようにする必要がある。そこで、会員向けにこの遺伝学的検査法に関する研修ノートを作成と配布をおこない、各地域での講習会等を開催し、全ての会員の理解を終了しておくこと。次いで、一次カウンセリングのあり方を決定するために、日本人類遺伝学会や日本遺伝カウンセリング学会の会員と連携し、遺伝カウンセリングに関する内容と研修方法を検討した上で、教育システムを構築し、会員のなお一層の資質の向上を図る。